

岐阜県公報

第二千五百四十三号
平成二十六年五月七日

(水曜日)

目次

告 示

救急病院の認定
道路の区域変更

(医療整備課) 二九九
(道路維持課) 二九九

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の終了
国土調査の指定
土地改良区役員の退任及び就任

(商業・金融課) 三〇〇
(同) () 三〇一
(用地課) 三〇一
(都市政策課) 三〇二
(西濃農林事務所) 三〇二

告 示

岐阜県告示第四百八号

次の医療機関を救急病院として平成二十六年五月七日認定したので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により告示する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

岩砂病院・岩砂マタニ
テイ 岐阜市八代二丁目七番一 平成二九・五・六

岐阜県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年五月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員	延 長	備 考
			ル	メートル	ル	メートル

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年五月七日

県道	
上高山線	
高山市丹生川町北方字大林二五六八番四地先から同市同町桐山字南九〇番二地先まで	
後	前
九八〇 三・八	八〇〇 三・八
六八・〇	六八・〇

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年五月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年四月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カインズ

三 建物の名称及び所在地

カインズホーム関店

関市小屋名字竹之腰一六二七番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）カインズホーム関店

（変更後）カインズホーム関店

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）群馬県高崎市高関町三八〇番地

（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三八〇番地

（変更後）株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年五月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年四月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カインズ

三 建物の名称及び所在地

カインズホーム可児店

可児市瀬田八二四番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県高崎市高関町三八〇番地

(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町三八〇番地

(変更後) 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年五月七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル安八店

安八郡安八町大明神字宮裏一八七番一 外

二 意見の概要

安八町長の意見

・夜間の騒音レベルが規制基準値を上回っているため、大規模小売店舗立地法に基づき出店計画概要書に明記してある騒音対策とともに、周辺地域の生活環境保持のための配慮について町と十分協議し策を講じること。

(届出事項 新設)

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所

二 作業種類

公共測量(空中写真撮影(デジタル)、数値図化)

三 作業期間

平成二十五年十月二十八日から

同 二十六年三月二十七日まで

四 作業地域

恵那市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四

条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(航空レーザ)

三 作業期間

平成二十五年六月五日から

同 二十六年三月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、高山市、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、山県市、郡上市、下呂市、

海津市、加茂郡富加町、川辺町、七宗町及び八百津町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ）

三 作業期間

平成二十五年十月二十五日から
同 二十六年三月二十八日まで

四 作業地域

瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、下呂市、加茂郡坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十六年四月一日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
-----------	------	------

郡上市

郡上市高鷲町鮎立、高鷲町大鷲及び高鷲町鷲見の一部

平成二六・四・一から
同二七・三・三二まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任した役員	退任年月日	役名	氏名	住居	所
高須輪中土地改良区	理事	平成二六・三・三	森 正弘	森 正弘	海津市海津町松木	四八五番地
土改良区			伊藤 仁夫	伊藤 仁夫	海津市海津町福江	三二番地
西脇			伊藤 榮俊	伊藤 榮俊	海津市海津町福岡	四六一番地一
渡邊			西脇 幸雄	西脇 幸雄	海津市平田町野寺	二八八番地
伊藤			渡邊 良規	渡邊 良規	海津市平田町今尾	三二九番地
伊藤			伊藤 隆	伊藤 隆	海津市海津町鹿野	六三番地
渡邊			渡邊 忠正	渡邊 忠正	海津市海津町長久保	四六五番地
安達			安達 清俊	安達 清俊	海津市海津町帆引新田	一四八四番地
伊藤			伊藤 忠司	伊藤 忠司	海津市平田町幡長	五五五番地
青木			青木 和則	青木 和則	海津市平田町蛇池	一五八番地
森			森 茂夫	森 茂夫	海津市平田町仏師川	八番地
伊藤			伊藤 和巳	伊藤 和巳	海津市平田町西島	九一番地
中村			中村 信	中村 信	海津市平田町土倉	二八二番地
同			同	同	海津市海津町松木	七三三番地

平成二十六年五月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社